建災防神奈川支部ニュース

No.532 令和２年１・２月号
建設業労働災害防止協会　神奈川支部
横浜市中区太田町 2-22 番地 電話 201-8456 FAX201-7735
URL http://kensaiboukanagawa.com/　E-mail:kensaibou@crux.ocn.ne.jp

新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長　小　俣　　務

明けましておめでとうございます。

昨年中は当支部の活動に対しまして格別のご協力を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。

さて県内建設業における、昨年１月以降１１月末までの休業４日以上の災害は６５８件で、昨年同時期よりも５７件（９．５％）増加しております。事故の型別では、墜落・転落が最も多くて２３３件で３５．４％を占めています。

また昨年１月以降１１月末までの死亡災害については、９名の方が亡くなっており、前年同時期と比較して１名増加しております。また９名のうち５名が墜落・転落で亡くなっております。

墜落・転落災害は重篤な結果を生じさせることが多く、特にその防止対策を徹底する必要がありますので、建災防神奈川支部では、年間を通じて、墜落・転落災害の防止を重点とした労働災害防止の取組の実施をお願いしているところです。

墜落・転落災害防止のためには、①労働安全衛生規則に規定された墜落防止措置の遵守・徹底を図るとともに、「より安全な措置」に基づく対策の実施に努めること、②足場組立後、作業開始前の足場の点検を実施すること、③墜落・転落災害の防止を重点とする現場パトロールを実施すること等が必要であります。

また現在県内では、昨年の大型台風の被害による、災害の復旧工事が行われておりますが、復旧工事に関連して、昨年１０月１６日付けで神奈川労働局労働基準部長名の通達が建災防神奈川支部長宛てに発出されております。災害復旧工事においては、作業員による土砂崩壊災害、被害を受けた建物の屋根からの墜落転落災害、がれきの処理作業に伴う災害、車両系建設機械に関連する災害などが懸念されます。今回の通達では、これらの災害を含め復旧工事における十分な労働災害防止対策の徹底を要請しております。

建設業界では、度重なる自然災害の復旧工事、防災･減災のためのインフラ整備、東京オリンピック･パラリンピック関連工事などで多くの工事が予想されますが、その一方で、技能労働者不足や建設就業者の高齢化という、現場における労働災害の増加要因や技術・技能の伝承の問題も懸念されるところであります。

新しい年を迎え建災防神奈川支部では、神奈川労働局を始め関係機関のご指導・ご支援をいただきながら、墜落・転落災害の防止を重点に災害の更なる減少を目指し、労働災害防止活動を推進してまいります。

本年も、皆様方の益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

年 頭 所 感

神奈川労働局長
荻原 俊輔

令和２年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

昨年 11 月に発表された日本銀行横浜支店の神奈川県金融経済概況では、神奈川県の景気は「緩やかに拡大している。」とされています。一方、少子高齢化に伴う労働力人口の減少と企業における人材不足が進む中、我が国においては、労働参加率と労働生産性の向上が求められています。

このような状況の下、神奈川労働局では、全ての方が活き活きと働くかながわを目指して、各種施策に取り組んでいます。

「働き方改革関連法」については、昨年４月に、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年５日の確実な取得等を定めた改正労働基準法等が施行されました。

本年４月からは、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるとともに、同一労働同一賃金の実現に向けて、パートタイム・有期雇用労働法が大企業を対象に先行して施行されます。

建設業は、時間外労働の上限規制が５年間猶予された業種ではありますが、人手不足の中、優秀な人材を確保するには働き方改革の推進は不可欠であります。

発注形態の見直し等解決しなければならない課題が山積しておりますが、土曜休日の推進等できるところから着実に対応いただくようお願いします。

各労働基準監督署におきましては、法制度の内容の説明やその支援策を集中的かつ丁寧に説明するとともに、神奈川働き方改革推進支援センターによる相談対応や企業訪問等により、各企業、とりわけ中小企業の「働き方改革」への取組を支援してまいります。

また、大企業・親事業者による下請等中小事業者に対する「しわ寄せ」防止、職場のパワーハラスメント防止等の就業環境の整備に取り組んでまいります。

さて、昨年の県内の建設業における労働災害の発生状況を見ますと、11 月末現在、休業４日以上の死傷者数は、658 人と前年同期と比べて 57 人 9.5 パーセントの増加となっております。また、死亡者数も９人で前年の同時期より１人多くなってしまっている状況です。

このため、昨年 12 月には「年末年始における建設業の労働災害撲滅に向けた集中的取組」の一環として、私どもと小俣支部長を始めとする建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様と合同で建設現場パトロールを行いました。今後とも貴支部との連携を強化し、労働災害の増加に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

本年は、第 13 次労働災害防止推進計画の３年目となります。神奈川労働局においては、最終年である令和４年の県内の建設業の労働災害による死傷者数を 657 人以下とするという数値目標を立てています。目標の達成に向け、積極的に行政を推進してまいる所存でございます。

結びに、本年も皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴支部と会員の皆様の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

荻原神奈川労働局長と小俣支部長が安全パトロールを実施

１２月１６日、神奈川労働局が実施している令和元年度年末年始建設業労働災害撲滅の推進に向けた集中的取組の一環として、荻原俊輔神奈川労働局長と小俣務建災防神奈川支部長らによる、清水・馬淵・大洋建設共同企業体が施工する横浜スタジアム増築・改修工事現場の安全パトロールを実施しました。

荻原局長は、「この現場は、来年開催される東京オリンピック野球競技の会場でもあり注目されている。シーズン中はプロ野球の試合をしながら施工をするということで、大変苦労されていると思う。

荻原労働局長

小俣支部長

来年２月の竣工まで、無災害で作業に当たってほしい。」と挨拶しました。

小俣支部長は講評の中で、「安全対策が的確に行われ、安心した。プロ野球のシーズン中は、第三者災害対策を含めて大変苦労されたと思う。最後まで安全に工事を進めて、素晴らしい施設を作ってほしい。」と話しました。

現場は、横浜市中区横浜公園、 工事概要は、建築面積　既存 17,850㎡　増築約 5,950㎡、 延床面積　既存 34,000㎡　増築約 12,000㎡、 収容人員　既存 29,000 人　増築約 6,000 人、 工事期間　平成 29 年 11 月頃から平成 32 年 2 月頃まで

令和元年度　第2回理事会を開催

１２月４日午後３時から建設会館講堂において、令和元年度第２回理事会を開催しました。

提案された①令和元年度上半期事業報告に関する件及び②令和元年度上半期経理状況報告に関する件が審議されて原案どおり承認されました。

理事会には公務ご多忙の中、来賓として、神奈川労働局労働基準部安全課の木目田明安全専門官にご臨席いただきました。

小俣支部長 挨拶

木目田安全専門官 挨拶

＜災害事例＞

工場屋根の補修工事中、スレートを踏み抜き墜落

（災害発生状況）

災害は、工場のスレート屋根の雨漏り箇所の補修工事において発生したもの。作業内容は、雨漏りするスレート屋根材の上に新しい波形鉄板を敷き込むというものであった。屋根の上は、スレートの部分と波形鉄板の部分が混在していたが、作業箇所へ通じる通路や「歩み板」の設置はなく、移動に際しては、スレート上は梁に固定されているフックの上を歩くようにしていた。

休憩後、作業箇所に戻ろうとスレート屋根の上を移動していた労働者がスレート屋根を踏み抜いて、4 メートル下に墜落し死亡した。

（発生原因）

1　スレート屋根上の作業に当たり、踏み抜き防止措置等の安全措置を講じていなかったこと。

2　保護帽を着用していなかったこと。

（防止対策）

1　スレート等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合は、踏み抜き防止のため幅 30 センチメートル以上の「歩み板」を設けること。

2　スレート等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合は、防網を張り、親綱を設置して墜落制止用器具（安全帯）を使用させる方法で、踏み抜き防止のための措置を講じること。

3　墜落時保護用の保護帽の着用を徹底させること。

（関係法令）

労働安全衛生法第 21 条第 2 項

労働安全衛生規則第 524 条

（神奈川労働局労働基準部安全課）

☆令和元年　建設業における署別労働災害発生状況☆（休業４日以上）

神奈川労働局（令和元年 11 月 30 日現在）

署 年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
元　年	69	16	45	60	52	93	48	50	45	56	47	77	658
		(1)		(1)		(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	(9)
前　年	79	18	39	49	54	76	44	55	20	60	56	51	601
			(1)			(2)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(8)

（注）　1 労働者死傷病報告による。　2（　）内は、死亡者数で内数である。

☆令和元年　死亡災害発生状況☆

神奈川労働局（令和元年 11 月 30 日現在）

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本　年 (平成31年・令和元年)	前年同期 (平成30年)	前々年同期 (平成29年)	平成30年 (暫定値)	平成29年 (確定値)	平成28年 (確定値)
製造業	2	6	6	6	6	3
建設業	9 (1)	8	4	10 (1)	6 (1)	9 (1)
交通運輸業	1			1		2
陸上貨物運送事業	2 (1)	1	3 (1)	2	5 (1)	2 (1)
港湾荷役業	1 (1)	1		1		1
商業		4 (2)	3	4 (2)	3	3 (1)
清掃・と畜業	2	5	4	5 (1)	4	2
その他	3 (1)	4 (1)	5 (2)	5 (1)	6 (2)	6 (1)
合計	20 (4)	29 (3)	25 (3)	34 (5)	30 (4)	28 (4)

（注）：死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。
（　）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆令和元年　死亡災害の概要☆

神奈川労働局（令和元年 11 月 31 日現在）

番号	発生月 発生時刻	業　　種 事業場規模	起因物 事故の型	発　生　概　要
1	1月 13 時頃	建築工事業 10 名～ 29 名	乗用車、バス、バイク 交通事故	解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され、頭部及び胸部を強打したもの。
2	1月 13 時頃	建築工事業 ～９名	はしご等 墜落、転落	個人住宅のベランダ改修工事において、地面からベランダに立て掛けたはしご（脚立を広げたもの）でベランダ部材の取り外し作業を行っていた被災者が墜落したもの。
3	3月 16 時頃	建築工事業 ～９名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	防水工事を行うために屋上から脚立を使用して庇に降りる際、または、庇で作業中、7.9 メートル下の地面に墜落したもの。
4	7月 14 時頃	建築工事業 10 名～ 29 名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根に設置されたルーフファン（煙突）を塗装中、スレート屋根を踏み抜いて約１４メートル下のコンクリ床に墜落したもの。
5	7月 11 時頃	土木工事業 10 名～ 29 名	地山、岩石 墜落、転落	林道拡幅工事で、林道脇の山林に登り立木を伐倒してチェーンソーを地面に置いた直後、斜面を林道まで約１４メートル転落したもの。
6	8月 17 時頃	土木工事業 100 名～ 299 名	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が 30 度を超えており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、８日後に死亡した。
7	8月 14 時頃	建築工事業 ～９名	はしご等 転倒	マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切目地棒を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の１段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたもの。
8	9月 15 時頃	建築工事業 ～９名	建築物、構築物 崩壊、倒壊	ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀（高さ１．８メートル×長さ２．８メートル、推定６００キログラム）を倒して取り除くため、当該塀の下部を手工具を使い、はつり作業中、当該塀が作業者側に倒れて下敷きになったもの。
9	5月 0時頃	その他の 建設工事業 10 名～ 29 名	階段、桟橋 墜落、転落	朝、社屋の２階事務所に通じる外階段の最上部踊り場の５．５メートル下の地面に倒れていたもの。前日の夜に一人で帰社し、一度施錠して帰宅しかけたが何かの理由で戻った際、状況は不明だが当該踊り場の手すり（高さ１．１メートル）を越えて落ちたと推測される。

支部行事予定

（令和２年１月～令和２年３月）

労働局新年挨拶
時：1月7日　10：00
所：神奈川労働局

建設5団体関連賀詞交換会
時：1月7日　11：00
所：ロイヤルパークホテル

正副運営委員長・部会長会議
時：1月16日　15：00
所：1階会議室

正副支部長・分会長会議
時：1月27日　15：30
所：1階会議室

安全祈願祭
時：1月27日　16：40
所：伊勢山皇大神宮

懇親会
時：1月27日　17：30
所：伊勢山ヒルズ

編集委員会
時：3月5日　15：00
所：1階会議室

分会事務局長会議
時：3月13日　15：00
所：ロイヤルホールヨコハマ

分会事務局長会議・専任講師合同会議
時：3月13日　16：10
所：ロイヤルホールヨコハマ

懇親会
時：3月13日　17：00
所：ロイヤルホールヨコハマ

経営首脳者セミナー
時：3月16日　13：00
所：講堂